

6 社会保険審査官

社会保険の行政処分に対する審査請求に関する業務

① 概要

社会保険審査官は、「社会保険審査官及び社会保険審査会法」に基づき、厚生労働大臣から任命された独立した機関として設置され、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、国民年金法等に基づき、厚生労働大臣、日本年金機構、全国健康保険協会等が決定した処分に対する審査請求事件について、審理を行っています。

② 実績

ア 審査請求取扱状況

	年 度	件 数	備 考
受付件数	平成 29 年度	1,839 件	うち、前年度からの繰り越し分 513 件
	平成 30 年度	2,065 件	うち、前年度からの繰り越し分 460 件
	令和元年度	2,102 件	うち、前年度からの繰り越し分 677 件
取下件数	平成 29 年度	87 件	受付後に審査請求人から取下申出があった件数
	平成 30 年度	134 件	
	令和元年度	105 件	
移送件数	平成 29 年度	15 件	受付後に管轄外であることが判明し管轄する審査官へ送付した件数
	平成 30 年度	19 件	
	令和元年度	24 件	
決定件数	平成 29 年度	1,277 件	審査官が決定をした件数。内訳は下記イのとおり
	平成 30 年度	1,235 件	
	令和元年度	1,489 件	

イ 決定件数

	却 下			容 認			棄 却			計		
	29	30	01	29	30	01	29	30	01	29	30	01
健康保険	2	12	11	23	44	60	147	124	123	172	180	194
船員保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生年金	23	32	37	57	73	95	375	379	437	455	484	569
国民年金	20	19	23	44	60	64	586	492	639	650	571	726
合 計	45	63	71	124	177	219	1,108	995	1,199	1,277	1,235	1,489

【参考】

- 「却下」・・・法定期限の経過した審査請求や保険者による処分が行われていないなど、審査請求に関する要件を満たしていないため、内容を審理するに至らなかったもの
- 「容認」・・・受理した審査請求について審理した結果、請求理由を認め、原処分を取り消したもの
- 「棄却」・・・受理した審査請求について審理した結果、請求の理由がないとして請求を退けたもの